

白井市立清水口小学校 PTA 規約

(名 称)

第 1 条 本会は白井市立清水口小学校 PTA と称し、事務所は同校内におく。

(目 的)

第 2 条 本会は清水口小学校児童の幸福をはかるため

- (1) 保護者と教職員が協力し教育的諸活動を行う。
- (2) 会員相互の学習と親睦をはかる。

(方 針)

第 3 条 本会は自主独立した民主的な社会教育関係団体として、次の方針に従って運営する。

- (1) 特定の政党、宗教にかたよらず、他の団体または機関の支配、干渉を受けない。
- (2) 児童の教育と福祉のために活動する他の団体及び機関に協力する。
- (3) 営利を目的とする行為や非教育的な行為は行わない。
- (4) 学校の管理や人事に干渉しない。

(活 動)

第 4 条 本会は次の活動を行う。

- (1) 児童の福祉向上のため、学校教育に協力する。
- (2) 児童の教育に関する学習活動を行う。
- (3) 学校、家庭および地域の教育的環境をよくする。
- (4) 保護者、教職員の相互研修、親睦に関する活動を行う。
- (5) その他、本会の目的を達するために必要と認めた活動を行う。

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、本校児童の保護者と教職員で、この会の趣旨に賛同するもので構成する。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員をおき、任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 会長 1 名 (2) 副会長 3～4 名
- (3) 書記 若干名 (4) 会計 2 名 (5) 会計監査 2 名

(役員選出)

第 7 条 役員は次の方法により選出する。

- (1) 会長 副会長 書記 会計 会計監査は選考委員会で候補者を選出し、総会において承認をうける。
- (2) なお、副会長 3～4 名のうち 1 名は教職員とする。この選出は教職員の互選による。

(選考委員)

第8条 選考委員会の構成、運営は次のとおり定める。

- (1) 選考委員会の構成は次のとおり定める。
1～6 学年 必要に応じて選出する。
- (2) 選考委員会の運営は選考委員に一任され、他からの一切の干渉をうけない。
- (3) 選考委員会の互選により、必要に応じて委員長・副委員長をもうける。
- (4) 候補者の選考経過を総会で報告する。
- (5) 役員選出の任務が終了したときは解散する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を掌握し必要に応じて各会議を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれにかわる。
- (3) 書記は会議の記録および、報告を受け持つ。
- (4) 会計は会費の徴収と管理をし、総会において報告する。
- (5) 会計監査は年度末監査を基本とし、必要に応じて会計を監査し、総会において報告する。

(委員)

第10条 本会に必要なに応じて次の委員をおき、任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- (1) 専門委員会委員長、副委員長
- (2) 学年委員会学年長
- (3) 委員

(委員選出)

第11条 委員は次の方法により選出する。

- (1) 委員は各学年で、学年委員は学級数当たり2名を互選する。
校外委員は各地区で互選する。
- (2) 教職員委員は各学年主任および各専門委員会顧問を委員とする。
- (3) 専門委員会の副委員長は委員の互選により選出する。
- (4) 学年委員会の学年長は当該学年の学級委員の互選により選出する。

(委員の仕事)

第12条 委員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 委員は会務を審議する。
- (2) 専門委員会の委員長は各委員会をまとめる。
- (3) 専門委員会の副委員長は委員長を補佐する。
- (4) 学年委員会の学年長は当該学年の学年委員をまとめる。

(機関)

第13条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 選考委員会

(総会)

第 14 条 総会は本会の最高議決機関であり会長が招集する。定期総会は年度当初に開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員総数の 3 分の 1 以上より請求されたとき開かれる。

定期総会は次の事を審議する。

- (1) 規約の改正変更に関する事。
- (2) 活動と決算の報告と承認。
- (3) 活動と予算の計画と承認。
- (4) 役員承認。
- (5) その他重要事項の審議、承認。

第 15 条 総会は会員総数の 3 分の 1 以上をもって成立する。ただし委任状を加えることができる。議決は当日出席者の過半数の賛成を必要とする。

(運営委員会)

第 16 条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、本部役員、専門委員会のうち校外委員会の代表者および各学年の代表 1 名で構成する。

議決する場合は、構成メンバーの 3 分の 2 以上の出席を必要とし、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。出席者が構成メンバーの 3 分の 2 に満たない場合は、審議のみとする。

運営委員会は次のことを行う。

- (1) 総会において委任された事項の審議および承認
 - (イ) 各委員会からの報告事項の審議承認
 - (ロ) 各委員会から提出された協議事項の審議承認
- (2) 規約の改正および変更に関する審議
- (3) 細則の制定および改正に関する審議承認
- (4) その他、本会の運営に関する事項の審議承認
- (5) その他、緊急の事項を処理する。

(専門委員会)

第 17 条 本会に次の専門委員会をおく。

- (1) 学年委員会
- (2) 校外委員会

第 18 条 専門委員会の任務

- (1) 学年委員会 活動の企画・運営・学級担任への協力
- (2) 校外委員会 地区活動の企画運営・校外における環境整備
児童の安全指導

(学 校 長)

第 19 条 学校長は会議に出席し、学校教育にかかわることについて必要に応じて意見をのべることができる。

(会議の傍聴)

第 20 条 会員はすべての会議を傍聴することができる。ただし、事前に会を招集する機関へ連絡する。

(会計)

第 21 条 (徴収) 本会の経費は会費および臨時収入をもってあてる。
会費は月額 1 世帯 250 円とし、年度初めに 1 年間分 3,000 円を一括徴収する。
(返金) 転校等により途中退会の際は、月割で会費を返金する。

(その他)

第 22 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第 23 条 本会の会計年度は 4 月 1 日にはじまり、翌 3 月 31 日に終わる。

(附則)

第 24 条

本規約は昭和 54 年 10 月 29 日より施行する。

昭和 57 年 4 月 17 日一部改訂

昭和 58 年 4 月 16 日改訂

昭和 59 年 4 月 14 日一部改訂

昭和 62 年 4 月 18 日一部改訂 (慶弔規定に金額明記)

昭和 62 年 4 月 18 日一部改訂 (会費 200 円を 250 円に改訂)

平成 4 年 4 月 25 日一部改訂

平成 5 年 4 月 24 日一部改訂

平成 6 年 4 月 23 日一部改訂

平成 7 年 4 月 27 日一部改訂 (全体・運営委員会一本化)

平成 10 年 4 月 18 日一部改訂 (学校職員餞別金の改訂)

平成 11 年 4 月 17 日一部改訂 (慶弔規定に供花料を追加)

平成 11 年 4 月 17 日一部改訂 (校外指導委員→校外委員)

平成 15 年 4 月 20 日一部改訂 (慶弔規定に見舞金を加)

平成 25 年 4 月 24 日一部改訂 (広報委員会→廃止)

平成 26 年 4 月 17 日一部改訂 (選出方法の変更)

平成 27 年 4 月 16 日一部改訂 (慶弔規定の餞別金額)

平成 28 年 4 月 13 日一部改訂 (慶弔規定の記載変更)

平成 30 年 4 月 19 日一部改訂 (個人情報取扱規則を追加)

(慶弔規定)

会員相互の信頼と敬愛を込めて、会の名をもって慶弔の行う。

返礼は無用とする。

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| 1. 結 婚 (教職員) | 祝金 5, 000 円 |
| 2. 転 出 (教職員) | 餞別金 3, 000 円 |
| 3. 死 亡 (会員及び配偶者・生徒) | 慶弔金 5, 000 円
供花料 15, 000 円 |
| 4. 病気・ケガ (教職員及び生徒) | 入院 1 カ月以上 5, 000 円 |

この他、不測の場合は運営委員会が協議し緊急の場合は会長、副会長の協議により行う。